

農業融資保険の利用について

農業融資保険は、基金協会が保証を行う場合を除き、大口農業貸付（注1）等について、信用基金が保険を行う制度です。

農業者等の必要とする資金の貸付けについて基金協会の債務保証を利用する前提で手続きを進めることとなりますが、大口農業貸付等で基金協会が債務保証を行うことができないと判断し、融資機関（注2）として融資保険を利用したいと考えた場合には、貸付関係書類を信用基金に提出し、融資保険の引受を行う場合は、信用基金が別に定める融資保険約款に基づく保険契約の締結が必要になります。

（注1）原則、1件2億円以上となります。ただし、一部の資金等について基金協会が債務保証を行うことが困難な場合は2億円未満であっても融資保険契約を締結できます。

（注2）農業協同組合（主務大臣が指定するもの）・信用農業協同組合連合会・農林中央金庫・銀行・商工組合中央金庫・信用金庫・信用金庫連合会・信用協同組合・信用協同組合連合会

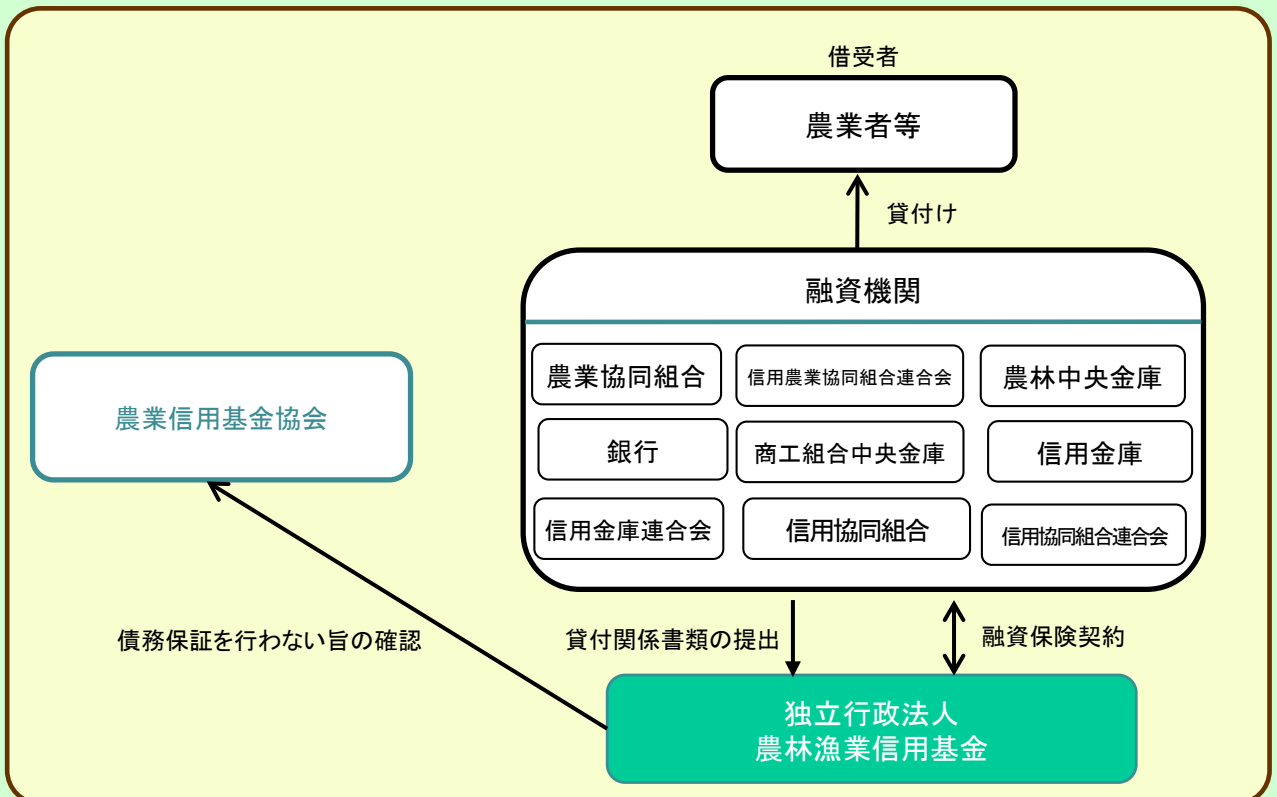
○農業融資保険の内容

○対象となる貸付先

農業を営む者及び農業に従事する者（個人、法人、任意団体のいずれも該当します。）、農事組合法人などが対象となります。

○対象資金

- ① 農業近代化資金
- ② 農業改良資金
- ③ 青年等就農資金
- ④ 農業経営改善促進資金
- ⑤ 畜産特別資金、農業経営負担軽減支援資金などの国が指定する農業経営維持に必要な資金
- ⑥ 農業施設資金、農業運転資金、その他農産物の処理加工又は流通に必要な資金



○保険料率

保険関係が成立した貸付けにつき融資機関が信用基金に支払うべき保険料の額は、貸付金の返済条件に従い計算した保険金額に貸付の期間1年につき次表に掲げる資金区分に対応する保険料率を乗じて得た額です。

資金区分		保険料率(注3~5)
特定資金	農業経営改善資金(注1)	年0.09%又は年0.27%(災害特例年0.09%)
	農業経営維持資金(注2)	年0.27%又は年0.51%(災害特例年0.27%)
農業施設資金		年0.24%又は年0.42%(災害特例年0.24%)
農業運転資金		年0.21%又は年0.39%(災害特例年0.21%)

(注1) 農業経営改善資金とは、農業経営の改善を図るための国等の制度資金(農業近代化資金、農業改良資金、青年等就農資金、農業経営改善促進資金など)。

(注2) 農業経営維持資金とは、農業経営の維持継続を図るための国等の制度資金(畜産特別資金、農業経営負担軽減支援資金、家畜疾病経営維持資金、畜産経営体質強化支援資金など)。

(注3) 保険料率は、農業者等の直近3ヶ年の決算書等を基に財務内容その他の経営状況を総合的に評価し、信用力が高いと認められる場合は、資金区分に対応する保険料率のうち低い保険料率を適用(農業経営維持資金については畜産経営体質強化支援資金に限る)。

(注4) 農業経営改善資金のうち青年等就農資金に係る保険料率は、資金区分に対応する保険料率のうち低い保険料率を適用。

(注5) 災害特例とは、信用基金が適用することが必要と認められた災害により被災した農業者等がその農業経営の再建を図ろうとする場合に適用。

○保険事故

貸付けの弁済期後3月経過した時における債務の不履行による貸付金の全部又は一部の回収未済

○支払保険金額

貸付金の未回収元金の70%(利息・遅延損害金は含みません。)

○保険金の全部又は一部をお支払できない場合

- ・融資機関が、故意又は重大な過失により、貸付対象者でない者に対し貸付けを行ったとき。
- ・融資機関が、故意又は重大な過失により、その貸付金が目的外に使用される貸付けを行ったとき。
- ・融資機関が、信用基金と協議して付した保険条件である保証人又は担保を徴求しなかったとき。

など融資機関が業務方法書又は約款の条項に違反したときは、その事実に係る保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、保険金の全部若しくは一部を返還していただくことがあります。

○保険金お受け取り後

融資機関は、支払を受けた保険金に係る貸付金債権の管理及び回収のために、他の貸付金債権と同様の注意をもって、必要な措置を講じなければなりません。

当該貸付けについて借入者等から返済があった場合は、その返済額の10分の7の額を信用基金に納付していただきます。